

始 良 市 衛 生 協 会 規 約

(名 称)

第1条 本会は、始良市衛生協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、環境衛生思想の普及啓発や生活環境の改善向上等に関する活動を組織的に推進し、市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境衛生思想の普及啓発
- (2) 生活環境の改善向上等に関する実践活動
- (3) 循環型地域社会の構築に関する取り組み
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事項

(会員等)

第4条 会員は、始良市内に住所を有する者とする。

(事務局)

第5条 協会の事務を処理するため、始良市役所生活環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び書記等を置き、会長が任免する。
- 3 事務局長及び書記等は、会長の命を受けて協会の事務に従事する。

(役 員)

第6条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 17名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

- 2 理事は、校区コミュニティ協議会からの推薦者、始良市女性団体連絡会の代表をもって充てる。
- 3 監事は、理事会において選出する。ただし、監事は理事を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その会務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、協会の運営にあたる。
- 4 監事は、会計及び会務を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が選任されるまでの間、その職務を行うことができる。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第10条 協会は、役員に次の報酬額を3月末日までに支給する。

- (1) 会 長 年額:36,000 円
- (2) 副会長 年額:24,000 円
- (3) 理 事 年額:18,000 円
- (4) 監 事 年額: 6,000 円

(委員)

第11条 協会に、委員を置く。

2 委員は、会員を代表するものとし、自治会長及び地区公民館長をもって充てる。

(会議の種類)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

2 総会は、理事及び委員をもって構成し毎年1回開く。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき及び理事の3分の1以上の要望があったときはこれを開催する。

4 三役会は、会長及び副会長で構成し、会長が必要に応じて開催する。

5 総会の議長は出席者の中から選出するものとし、理事会及び三役会の議長は会長が務める。

6 議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の成立)

第13条 前条の各会議は、過半数の出席で成立したものとみなす。ただし、委任状を提出した場合は、出席したものとする。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算の認定に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) その他会長が付議した事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会で議決する事項
- (2) 総会で議決する事項ではあるが、総会を開催するいとまがなく、緊急に決定を要する事項
- (3) その他この会の運営に必要な事項

(三役会の任務)

第16条 三役会の任務は、次の通りとする。

- (1) 総会、理事会にかける議案の企画

(2) 総会、理事会で議決した事項の執行に関する連絡調整

(3) その他この会の会務執行に必要な連絡調整

(経 費)

第17条 協会の経費は、助成金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 協会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年4月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年4月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(支部会則等の廃止)

始良市衛生協会始良支部会則（平成22年4月1日施行）、始良市衛生協会加治木支部会則（平成22年4月1日施行）及び始良市衛生協会蒲生支部会則（平成22年4月1日施行）は廃止する。